

保護者様 年 さん

球磨村立一勝地小学校
校長 永田 博弥

出席停止について

お子様が下記の疾病に罹患された場合、学校感染症にあたるため、学校保健安全法に基づき、出席停止を指示します。
(お願ひ)

- 医師の診断がありまして、早急に学校に連絡してください。
- お子様を登校させる時は、医師の診断・許可を受け、主治医の先生に右の「出席停止意見書」「登校証明書」を記入してもらい、学校に提出してください（インフルエンザは、「出席停止意見書」「登校証明書」は必要ありません）。

1 学校において特に予防すべき感染症の種類

第一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、ラッサ熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ
第二類	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三類	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

2 主な学校感染症の出席停止期間の基準

インフルエンザ ※「出席停止意見書」「登校証明書」は必要ありません。	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

出 席 停 止 意 見 書

1	学 年	年
2	児童氏名	
3	病 名	
4	期 間	令和 年 月 日

登校証明書

學校長 様

上記の疾病は

- ・ 治癒しました
- ・ 感染のおそれなくなりました

ので、令和 年 月 日より
登校可能であることを証明します。

日
月
年
和

医
当
担